

「ねんきん特別便」が送付された方へ

社会保険庁では、未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ（氏名、性別及び生年月日の突合）などを行い、その結果、記録が結びつくと思われる方々に対し、昨年12月17日（月）から順次、加入期間および加入履歴を記載した『ねんきん特別便』が送付されています。

旭川社会保険事務所窓口での相談は常に1～2時間待ちの状況であり、「ねんきん特別便専用ダイヤル」についても繋がらない状況にありますので、「ねんきん特別便」をお持ちのうえ戸籍年金係までお越し下さい。

社会保険事務所に確認を行い、記録の確認をした後に別々の記録が見つければ、社会保険事務所まで出向くことなく統合の手続きを行います。

水色の「ねんきん特別便」が届いた方（3月までに届いた方）

ほとんどの方が別々に年金記録の保管がされていると思われます。

（同姓同名かつ生年月日が同一である別人の可能性も考えられます。）

緑色の「ねんきん特別便」が届いた方（4月以降に届いた方）

別々に記録の保管がされておらず、原則として年金記録が統合済であると思われる方に送付しております。ただし、緑色の「ねんきん特別便」が送付された方でも別々に年金記録が保管されている場合もありますので、ご自身の記憶と送付された加入履歴に違いがあれば必ず確認のうえ、記録の訂正がなくても全ての方が返信されますようよろしくお願いいたします。

・特別便が送付されたご本人がお越しになれない場合は、その方が別々に保管されていると思われる記録（厚生年金の場合は、加入期間・職場名、国民年金の場合は加入していた時期・当時の市区町村名）をできるだけ詳しく聞き取りのうえ、時間に余裕をもってお越し下さい。（状況によりお待ちいただく場合もあります。）ただし、個人情報であること 社会保険事務所の記録確認を行う必要があること 別々の記録が存在する場合は、統合の手続きを行わなければならないことから、電話による手続きはできませんので、ご了承ください。

・戸籍年金係窓口にお越しになる場合に必要なもの

ねんきん特別便 年金手帳（お持ちのもの全て） 年金証書（年金受給者のみ） 印鑑（特別便が届いた方のもの）

共済組合の加入記録については社会保険庁で把握しておりませんので、ご自身で該当する共済組合にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

保健福祉課戸籍年金係（☎52 - 2144）



悪質商法などによる消費者被害の未然防止

～ よく考えて うまい話に 落とし穴 ～

消費者被害の実態を見ると、悪質業者の「甘い言葉」にのせられ、後で後悔する被害が依然として後を絶ちません。

常に次のことを頭におき、悪質業者などにだまされないようにしましょう。

- ・家の中に簡単に入り込ませない～相手のペースにのらない
- ・契約は一人で決めず、周りに相談～冷静に判断する
- ・こんなはずじゃなかった～気づいたときにはもう遅い
- ・必要のないものは、キッパリ断る～あいまいな返事はトラブルのもと
- ・「無料で点検！」そんな言葉にご用心～高額な改修工事などが待っている
- ・粗品をくれるだけ？ そんなうまい話はありません～裏には高額商品の販売
- ・「儲かります！」そんな言葉にご用心～うまさぎる話には、必ず落とし穴



富良野警察署 ☎ 22 - 0110